

**令和3年度版 東社協参考人事給与制度について**

令和2年東京都人事委員会勧告に伴い、令和3年度版「東社協参考人事給与制度」を作成しました。

**1 令和2年東京都人事委員会勧告の主な内容**

特別給以外の給与については、改定を見送り

【詳細】

例月給 公民較差(△195円、△0.05%)は小さいため、改定を見送り

【参考 特別給の改定(令和2年10月30日勧告)】

年間支給月数を0.10月分(4.65月→4.55月)引下げ、期末手当で実施

上記の令和2年東京都人事委員会勧告を準用して、令和3年度版「東社協参考人事給与制度」は下記の通りとなります。

**2 令和3年度版東社協参考人事給与制度について**

- ①給料月額の改定見送りに伴う、東社協参考給料表の改定見送り
- ②東社協の独自の基準による1級(A～C表)の存置(平成22年度版より実施)
- ③東社協の独自の基準による4級(A～C表)〔管理職〕・5級(A表)〔施設長〕の存置(平成27年度版より実施)

※ なお、平成30年度版東社協参考人事給与制度(冊子)」でお伝えしたとおり、平成31年度より、ホームページでの掲載のみとしております。何卒ご了承のほどよろしくお願いいたします。

《参照先》 東社協ホームページ> 事業案内 > 経営相談事業/経営支援事業

令和3年度版 東社協参考人事給与制度

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#kyuryo>

東京都社会福祉協議会 経営相談室 月曜～金曜(祝祭日、年末年始休) 10時～15時

\* 政府による「緊急事態宣言」をふまえ、感染拡大のリスクを減らすため、当面の間、相談時間を上記のとおり変更して対応致します。

\* 社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

\* 本相談室へのご相談は、東社協HPにある指定の相談票にご記入のうえ、[fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp](mailto:fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp)へお送りください。